

建設工事等に係る入札・契約制度の改善について

平成28年11月15日
千葉県県土整備部
建設・不動産課
電話 043-223-3299

本県では、公正で透明性・競争性の高い入札・契約手続きを確立するため、このたび、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保、技術者の計画的な設置等の観点から制度の見直しを行い、次の2点について平成29年1月1日から実施することとしました。

1 社会保険等未加入業者の一次下請契約からの排除

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保や公平で健全な競争環境の構築を目的として、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）未加入業者に対して、平成24年度から国や都道府県等で加入へ向けた様々な取り組みを行ってきたところです。

このたび、更なる加入促進を図るため、県発注工事における建設工事請負契約約款を改正し、社会保険等未加入業者の一次下請契約*からの排除を図ることとします。

※対象となる一次下請業者は、建設業許可を有する業者

2 フレックス工期契約制度の適用拡大

県では、「建築工事・建築設備工事」の発注において、『フレックス工期契約制度』を導入しています。

このたび、県が発注する全ての建設工事に適用できることとし、受注者が工事着手時期を柔軟に設定することにより、技術者等を計画的に設置できるよう、対象工事を拡大します。

本制度を適用する工事では、施工中の工事の完成時期や技術者を有効に活用するための配置などを勘案しながら、入札に参加することが可能となります。

<参考> 『フレックス工期契約制度』の概要

- ①契約締結後、受注者が一定期間（余裕期間）の範囲内で工事着手日を決定できます。
- ②契約締結日から工事着手日の前日までの間は、主任技術者又は監理技術者の設置は不要です。
- ③契約締結日から工事着手日の前日までの間は、現場代理人の設置は不要*です。

※今回の制度改善により、主任技術者又は監理技術者に加え現場代理人も不要とします。